

三木市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

〇〇年 〇月 〇〇日

三木市長 様

団体規約に記載の団体名と合致しているか確認してください。

申請者

団体名 〇〇自治会

代表者氏名 〇〇 〇〇

代表者住所 三木市〇〇町〇丁目〇番
〒〇〇〇-〇〇〇〇

応募団体名、代表者名等を漏れなく記載してください。

電子メールアドレスをお持ちであれば、記載してください。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇@〇〇〇.com

三木市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、三木市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

新設、更新どちらかに丸をしてください。

記

新設

更新

120,000円

1 設置区分

2 交付申請額

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 防犯カメラ設置事業に係る調査票

(4) 見積書の写し

(5) 仕様書の写し

(6) 地域合意書及び維持管理等誓約書

(7) 地域安全マップ（防犯カメラ設置箇所について検討がなされた結果を示す図面）

(8) 防犯カメラの設置場所が分かる写真、位置図等

(9) 防犯カメラの管理運用に関する規程

(10) 団体規約及び役員名簿の写し

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

防犯カメラ設置補助事業(計画) 変更・実績) 報告書

記載例

設置団体	団体名 ○○自治会 代表者名 ○○ ○○ 電話 000-000-0000 携帯 000-0000-0000				
設置場所住所	○○市 ○○区 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○番 ○号 (施設名 ○○公民館敷地内新設ポール)				
設置する場所の所有者					
設置許可有無	☐ 設置許可あり ☒ 許可見込み(交付決定時には許可を得ていること)				
稼働(予定)年月日	令和○○年 ○○月 ○○日				
設備の概要	種別	数量	仕様		
	カメラ ☒ レコーダー接続型 ☐ レコーダー体型 (レコーダー体型も 下記にレコーダーの 仕様を記載すること)	1台	☒ 撮影画素数38万画素以上 ☒ カラーでの撮影機能あり ☒ 作動時間が1日24時間 ☒ 夜間撮影機能あり ☒ 防雨機能あり		
	レコーダー	台	☒ 記録時間が1日24時間及び7日間以上あり ☒ 1秒間の記録コマ数: 4FPS以上 ☒ 記録画素数: 38万画素以上 ☒ 外部記録媒体への画像記録機能あり ☒ 記録画像の情報流出防止措置あり		
	防犯カメラの 設置を明示す るための表示	1枚	サイズ	縦 (30) cm 横 (20) cm	
			種別	☒ プレート ☐ シール ☐ その他 ()	
表記			☒ 「防犯カメラ設置」等及び設置団体名		
設置等の合意	☒ 設置機器、設置場所、適正管理、維持費支出等について、設置団体 内での合意がある(別添「地域合意書及び維持管理誓約書」のとおり)				
設置場所の検討	☒ 防犯カメラ設置場所周辺の防犯環境について、設置団体内で検討を している(別添「地域安全マップ」記載のとおり)				
管理運用規程	☒ 補助要件に定める事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められて いる(別添「防犯カメラ管理運用規程」のとおり)				

注 該当する事項の□にはチェックマーク(✓)を記入してください。

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

三木防犯協会からの補助金交付の予定がある場合は、補助金の額を記入

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金	120,000	
三木防犯協会補助金	60,000 円	
自己負担金	20,000 円	
計	200,000 円	

2 支出の部

消費税込みの金額を記入

科 目	予 算 額	
機器調達・設置工事費	200,000 円	
計	200,000 円	

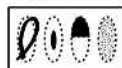
・機器の調達に要する経費
カメラ・モニター・レコーダー又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の調達に要する経費を記載

・設置工事に要する経費
機器の取り付け又は設置工事に要する経費を記載

値引きや端数調整額等についても、機器調達・設置工事費に組み込んで金額を記載

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

消費税込みの金額を記入
収支の合計金額は一致すること。



防犯カメラ設置事業に係る調査票

選択式の回答は、該当箇所のマーク○を塗りつぶして回答してください。

○: 空白マーク ●: 正しいぬりつぶし /: 不十分なぬりつぶし

記述式の回答は、回答欄からはみ出さないように記入してください。

この用紙は機械で処理します。回答欄以外に書き込みをしないように注意してください。

- (1) 団体名 (○○自治会) 世帯数 (1 0 0 世帯)
- (2) 団体の防犯活動等に従事している人数 (1つ選択)
- 5人未満 ○ 5～10人 ○ 11～20人 ● 21～30人 ○ 31人以上
- (3) 団体の種別 (1つ選択)
- 自治会 ○ まちづくり協議会 ○ 子ども会 ○ その他
- (4) 過去の市補助による防犯カメラ設置の有無 (該当するものを全て選択)
- なし ○ 平成28年度 ○ 平成29年度 ○ 平成30年度 ○ 令和元年度
- 令和2年度 ○ 令和3年度 ○ 令和4年度
- (5) 子ども見守り活動の頻度 (1つ選択)
- 毎日 ● 週に数回 ○ 月に数回 ○ それ以外 ○ 未実施
- (6) 徒歩等によるパトロール (子ども見守り活動以外) の頻度 (1つ選択)
- 毎日 ● 週に数回 ○ 月に数回 ○ それ以外 ○ 未実施
- (7) 青色回転灯装備車によるパトロール活動の頻度 (1つ選択)
- 毎日 ● 週に数回 ○ 月に数回 ○ それ以外 ○ 未実施
- (8) 日常生活 (庭掃除、散歩など) での見守り活動の頻度 (1つ選択)
- 毎日 ● 週に数回 ○ 月に数回 ○ それ以外 ○ 未実施
- (9) 防犯カメラ設置にあたっての警察との相談結果 (1つ選択)
- 警察と協議を行った ○ 警察と協議を行っていない
- (10) 防犯カメラ設置場所の種別 (1つ選択)
- 通学路 ○ 公園・広場 ○ その他の公共場所

地域合意書及び維持管理等誓約書

令和 7 年度三木市防犯カメラ設置補助事業で下記設置場所に設置する防犯カメラは、〇〇自治会の合意に基づき設置するものです。

三木市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱及び〇〇自治会防犯カメラ等管理運用規程を遵守し、〇〇自治会が適正に設置、維持管理及び運用を行います。

設置場所については、番地・施設名まで正確に記入して下さい。

設置場所	〇〇 市	〇〇 町
	〇 丁目	〇〇 番 〇 号
	(施設名 〇〇公民館敷地内新設ポール)	

〇〇年 〇月 〇日

団体名 〇〇自治会

氏 名 〇〇 〇〇

押印不要です。

防犯カメラ設置許可書（同意書）

令和7年度三木市防犯カメラ設置補助事業で、下記設置場所に防犯カメラ等の機器を設置することについて、許可します。

設置場所については、番地・施設名まで正確に記入して下さい。

設置場所	三木市 (施設名	〇〇町 〇〇番	〇〇丁目 〇〇号	)
------	-------------	------------	-------------	---

設置場所所有者（管理者）

申請者と設置場所所有者が同一の場合でもご記入ください

例 申請者＝自治会

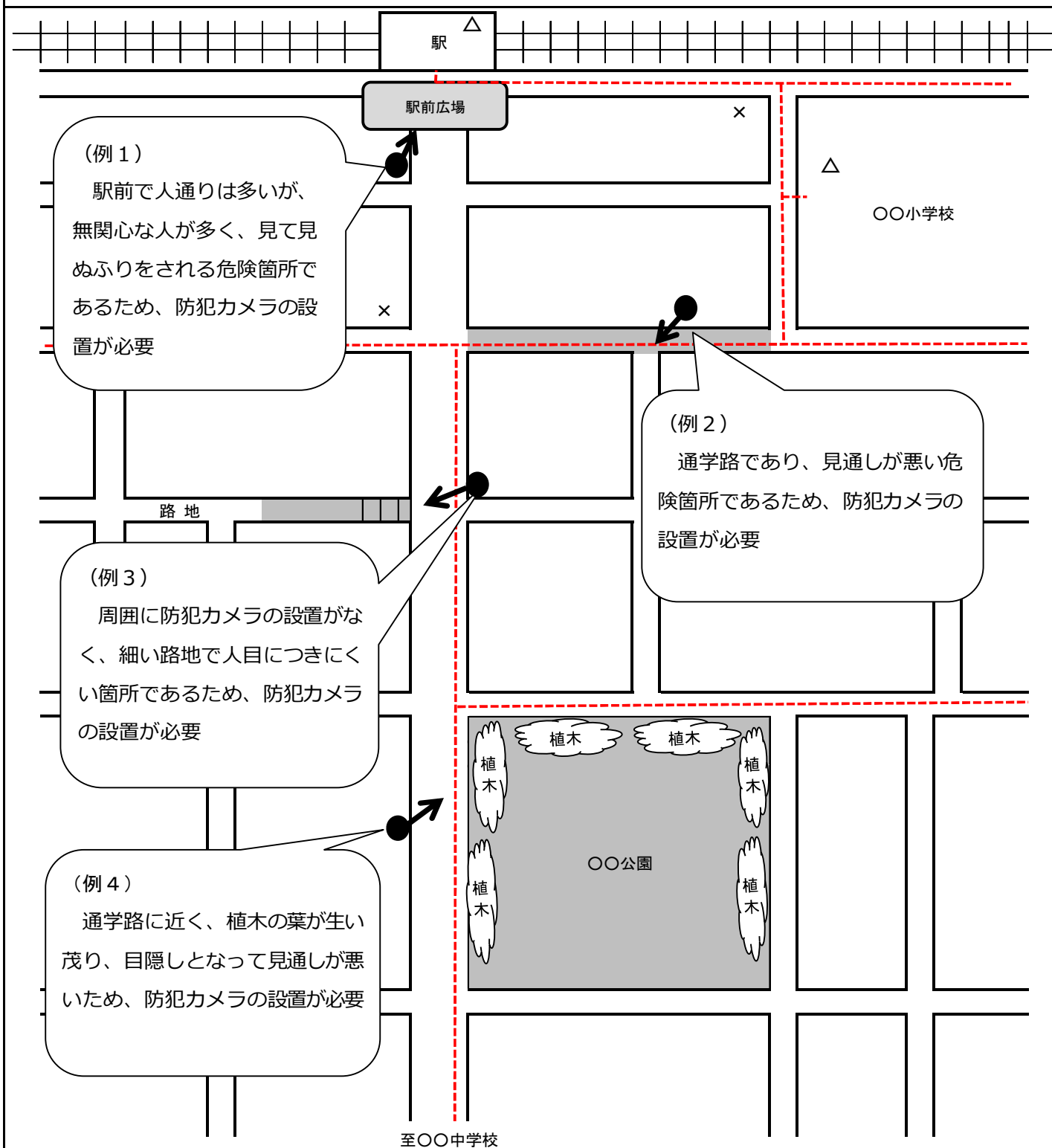
設置場所所有者＝自治会

令和 年 月 日

→ 団体

住所

氏名



【記載する項目】

※ 以下の項目を地図に書き込んでください。

● 補助事業での防犯カメラ設置場所

→ 防犯カメラの撮影方向

■ 危険箇所

× 子どもを守る110番の家・店

△ 既に設置されている防犯カメラ

--- 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)

【設置理由】及び【危険箇所】の説明(例1～4参照)

団体名を記入して下さい。

〇〇自治会

防犯カメラ等管理運用規程

記載例

(目的)

第1条 この規程は、〇〇自治会が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防、捜査その他の防犯上必要な特定の場所（〇〇市〇〇町〇ー〇）で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(運用責任者等)

第3条 〇〇自治会は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇自治会は、運用責任者を指定し、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名する者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 〇〇自治会は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図るよう努めるものとする。

2 運用責任者等は、防犯カメラ等の映像を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなく、映像の管理に携わる者は、映像の漏えいを防止するよう努めるものとする。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用するものとする。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲に設定すること。

(2) 防犯カメラが設置されている場所において、映像の表示方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所において、映像の表示方法で表示すること。

(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。

(2) 〇〇〇〇に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場合、検査等の理由により、運用責任者が許可した場合は、〇週間以上保管すること。

(4) 映像の保管期間は、〇週間以上とし、当該期間を超えて映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処分を行う場合は、事前に〇週間以上必要です。

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令等に基づく場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則

この規程は、〇〇年〇月〇日から施行する。

施行日は、防犯カメラ稼働日以前の日を記入して下さい。